

許可申請時の注意事項

※許可後の変更は、建築審査会の同意を得ているため、基本的に認められません。

建築計画が確定してから、許可申請をしてください。

相談書の提出後、市からご連絡しますので、申請締切日までに許可申請書を提出してください。

☐ 納付手続きの関係上、必ず午前中に来庁してください。

☐ 正・副・消防の3部をフラットファイルに閉じてください。

☐ 許可申請受付後、建築審査会までに訂正の指摘のご連絡を差し上げた場合、
速やかに訂正をお願いします。

☐ 建築審査会終了後に消防へ送り、決裁となります。建築審査会及び決裁の中で指摘事項
が出てくることもありますので、あらかじめご了承下さい。

許可申請書等の記入事項の注意

※以下の事項をご確認の上、申請書を提出してください。

☐ 利用する書式：第四十三号様式（第十条の四関係）許可申請書

☐ 許可申請書（第一面）建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可

☐ 許可申請書（第二面）【4. その他の区域、地域、地区又は街区】には、法 22 条区
域、下水道処理区域、第一種高度地区、宅地造成等工事規制区域、等を記入

☐ 許可申請書（第二面）【5. 道路】43 条空地 を記入

【イ.幅員】例えば 4.000m（協定書で 4m 以上であればその幅員）記入

☐ 許可申請書（第二面）【14. その他必要な事項】住宅用火災警報器記入

☐ 配置図 道路部分に 43 条空地 と記入 中心線を記入

道に関する協定書（別紙）の通りに、幅員、セットバック寸法を必ず記入してください。

☐ 配置図 「道路境界線」ではなく「敷地境界線」と記入してください。